

▶ Vietnam Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC)と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムにおける再生可能エネルギー関連法規制の概要

— 太陽光発電 FIT の運用、発電プロジェクト出資時の留意点も踏まえて

[Page 1/4]

2019年2月 No.VNM_015

はじめに

ベトナムは、太陽光、風力、バイオマスといった再生可能エネルギー資源に恵まれており、政府もそうした資源の有効活用に積極的な姿勢を見せ、固定価格買い取り制度等の優遇策を導入してきました。今回は、再生可能エネルギーに関連する法制度概要と、発電プロジェクトへの出資に際しての留意点を解説します。

再生可能エネルギー関連制度の概要

(1) 電力供給を取り巻く現況

ベトナムは近年においても年約7パーセントの経済成長を遂げており、それに伴う電力需要も増加し続けています。現時点において、電力供給の一部を輸入に頼っている他、特に、南部においては需要の増加に供給が間に合わず、中部、北部からの融通を受けるほどです。電源構成比をみると、長年水力発電が発電量のトップを占めてきましたが、2015年には石炭火力が水力を抜きトップとなりました。一方、ベトナム政府は環境への負荷も考慮し、太陽光を中心とした再生可能エネルギーの活用を積極的な姿勢を見せており、外国投資家も、再生可能エネルギー分野に大きな関心を見せています。直近では、2018年10月に、シャープ等が建設したベトナム初のメガソーラー発電所が運転を開始しています。

(2) 制度設計の概要

再生可能エネルギー関連のプロジェクト実施に関する法制度を概観すると、国家電力マスタープランにおいて、今後の電力開発計画の大枠が定められており、その他発電所の種別ごとに首相決定や、通達が施行されています。

発電事業の実施までの大枠の流れは、以下のようになります。すなわち、まず、投資準備段階として、人民委員会等の関連当局と折衝し投資予定地、方針について承認を取得し、当該投資方針を電力開発計画へ反映させます。次に、ベトナム電力総公社（以下、「EVN」といいます。）との電力販売契約（Power Purchase Agreement、以下「PPA」といいます。）締結、発電所建設を完了後、ベトナム電力規制局（ERAV、Electricity Regulatory Authority of Vietnam）又は発電所所在地の人民委員会から発電ライセンスを取得し、運転開始日（COD）を迎えることになります。

(3) 関係当局及びEVN

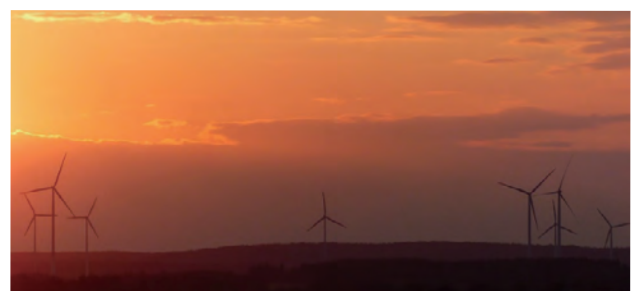
電力事業全般については商工省（電力・再生エネルギー局）及び相当する地方部局、環境アセスメントの承認等については、天然資源環境省及び相当する地方部局が管轄当局となります。加えて、省級人民員会も電力開発計画及びプロジェクト実施に際して入り口段階から重大な役割を果たしています。

ベトナムにおいて、現時点において売電市場は開放されておらず、原則的に、国有企業であるEVNが、あらゆる再生可能エネルギープロジェクトにおける唯一のオフテイクとされており、電力事業者は、EVNとPPAを締結することになります。PPAは、発電所の種別ごとに、各法令で標準雛形が定められています。

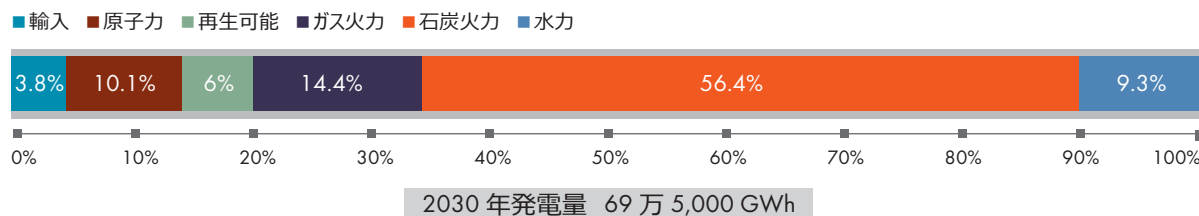
関連法令

(1) 国家電力マスタープラン

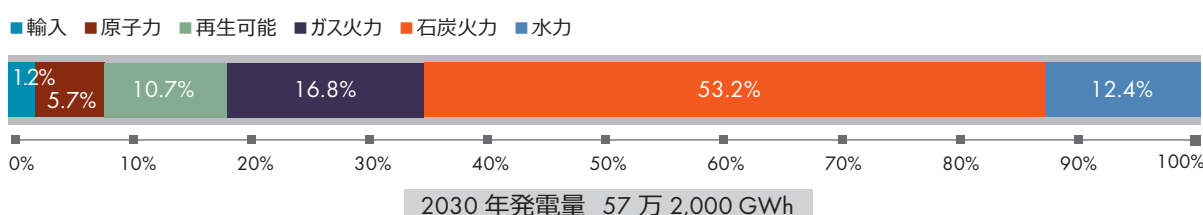
ベトナムにおいては、電力開発計画のマスタープランが首相決定の形式で適時策定されています。本稿執筆時点においては、2016年3月18日付、「改定2030年を見据えた2011年から2020年までの国家電力マスタープラン」（改定第7次国家電力マスタープラン、以下「改定PDP7」といいます。）^[1]が最新のものになります。改定PDP7においては、2016年から2030年までのGDP成長率を年平均7%とし、それに見合った電力需要を満たすことを目的とし、電力計画が策定されています。改定前の第7次国家電力マスタープランとの比較では、GDP成長率の予測の引き下げに伴い、発電量の見立ても57万2,000GWhまで引き下げられています。加えて、改定PDP7は、発電量に占める再生可能エネルギーの割合が10.7%に引き上げられており、一層再生可能エネルギーの活用を目指すことが明確にされています。



【PDP7 総発電量計画】



【改定 PDP7 総発電量計画】



※再生可能エネルギーには小水力、風力、太陽光、バイオマスを含む。

なお、改定 PDP7 が策定された同年 11 月に、ベトナム政府はニントゥアン省で予定していた原子力発電所建設プロジェクトを中止することを決定しているところ、改定 PDP7 では発電量の 5.7% を原子力によることが計画されていたため、その影響も考慮する必要があります。

(2) 発電分野別の関連法令について

2008 年に 30MW 以下の小水力発電について公布された商工省決定第 18/2008/QD-BCT 号（2008 年 7 月 18 日公布、2009 年 1 月 1 日施行）が、ベトナムにおける再生可能エネルギーに対する最初の支援策を具体化した法的枠組みと言えます。その後、小水力発電については商工省通達第 32/2014/TT-BCT 号が改めて施行されており、同通達では 30MW 以下の小水力発電を対象とする、回避可能原価（avoided cost tariff (AVCT)）の適用、及び PPA の雛形について規定されています。

その後、風力、バイオマス、廃棄物、太陽光の各再生可能エネルギーによる発電についても法令が施行され、固定価格買い取り制度（以下、「FIT」といいます。）が導入されました。

発電形態ごとの主要な関連法令は以下の通りです（制度の導入順）。

小水力発電	<ul style="list-style-type: none"> ● 商工省通達第 32/2014/TT-BCT 号（2014 年 10 月 9 日公布、2014 年 11 月 25 日施行）
風力発電	<ul style="list-style-type: none"> ● 首相決定第 37/2011/QD-TTg 号（2011 年 6 月 29 日公布、2011 年 8 月 20 日施行） ● 通達第 32/2012/TT-BCT 号（2012 年 11 月 12 日公布、2012 年 12 月 27 日施行）
バイオマス発電	<ul style="list-style-type: none"> ● 首相決定第 24/2014/QD-TTg 号（2014 年 3 月 24 日公布、2014 年 5 月 10 日施行） ● 通達第 44/2015/TT-BCT 号（2015 年 12 月 9 日公布、2016 年 1 月 25 日施行）
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ● 首相決定第 31/2014/QD-TTg 号（2014 年 5 月 5 日公布、2014 年 6 月 20 日施行） ● 通達第 32/2015/TT-BCT 号（2015 年 10 月 8 日公布、2015 年 12 月 7 日施行）
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> ● 首相決定第 11/2017/QD-TTg 号（2017 年 4 月 11 日公布、2017 年 6 月 1 日施行） ● 通達第 16/2017/TT-BCT 号（2017 年 9 月 12 日公布、2017 年 10 月 26 日施行） （以下、「通達第 16 号」といいます。）

以上の他、電気法^[2]、建設法、環境分野等の法令も関係法令として挙げられます。以下、投資家から特に関心を集めている太陽光について取り上げて解説を行います。

(3) 太陽光発電

改定 PDP7 において、太陽光発電の発電設備容量は 2030 年までに 12,000MW、発電量の全体比を 3.3% まで引き上げるものとされており、再生可能エネルギーの中では、水力を除けば最大の貢献が想定されています。

日本においては、いわゆる再エネ特措法^[3]が 2012 年 7 月に施行され、固定価格買い取り制度が開始されていますが、ベトナムにおいても、太陽光発電について、首相決定第 11 号が 2017 年 6 月 1 日から 2019 年 6 月 30 日までの時限立法として施行され、FIT 制度が導入されました。

通達第 16 号によれば、FIT 制度は、2019 年 6 月 30 日までに運転を開始した発電所に適用され、買い取り価格は 1 キロワット時 (kWh) 当たり 9.35US セントです。また、FIT 制度の他、設備に要する製品への関税や、法人税、土地使用料に関するインセンティブについても定められています。PPA の契約期間は 20 年ですが、満了時の再契約も可能です。PPA の雛形も、通達第 16 号で定められています。

一方で、2019 年 6 月 30 日以降における FIT 制度の適用関係については、未だ明確になっていませんが、同年 1 月 29 日に、商工省から、新たな首相決定のドラフトが公表されています。同ドラフトでは、同年 7 月 1 日以降においては、2 年間、地域ごとの日照時間等に応じ 1 キロワット時 (kWh) 当たり 6.59US セントから 9.85 セントの買い取り価格が新たに導入されることが提案されています。また、太陽光発電への投資が注目を浴びる中、送電インフラの整備が追い付いていないことも指摘されるようになっており今後の動向を注視する必要があります。

発電プロジェクトへの出資に際しての法務上の留意点

ベトナムの発電事業に出資する方法としては、新規プロジェクトの立ち上げと、既存プロジェクトへの出資が考えられます。

外資単独での新規プロジェクトの立ち上げは、人民委員会を含む当局や EVN との交渉・折衝や用地の確保の難易度に加え、それらに要する時間的コストの観点からも、障壁が高いとの指摘もあり、既存プロジェクトの買収、出資を検討する投資家が多くみられます。

既存プロジェクトへの出資に際しては、デュー・デリジェンスの実施が極めて重要となります。ベトナムにおけるデュー・デリジェンス実施に際しては、一般論として、外資規制の有無、許認可取得状況、会社機関の設置、会議体の実施状況の他、適式な労働契約の締結、社会保険料支払状況等の事項で法令不遵守が検出されることが少なからずあります。発電プロジェクト特有の留意点としては、オペレーションライセンスや PPA の期限、及びそれらの更新可否の他、高金利での銀行借入れが行われている場合も多いため、担保を含めたファイナンス契約上の条件の確認も重要になります。

最後に

再生可能エネルギー分野では、発電所への出資の他、発電所の建設、設備の販売、運営コンサル等の観点から日本企業にもビジネスチャンスがあるといえるでしょう。プロジェクトの規模が大きく、規制が複雑な部分もあるため、専門家の見解も十分に踏まえた上プロジェクトを進めていくことが肝要です。

[1] 2016 年 3 月 18 日付首相決定第 455/QD-TTg 号

[2] 2004 年 12 月 14 日電気法第 28/2004/QH11 号

[3] 正式名称は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」。

セミナーのご案内

【現地報告】ベトナムビジネス最新動向

～全体像から事業分野別まで、および労務、サイバーセキュリティ・個人情報取扱い時の留意点等リスク対応も含めて解説～

日 時	2019 年 3 月 27 日 (水) 14:00 ~ 17:00
場 所	金融財務研究会本社 グリーンビル セミナールーム (東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8)
講 師	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士 三浦 康晴 (第二東京弁護士会)
受 講 料	お一人目 34,600 円 / お二人目から 29,000 円 (消費税、参考資料を含む)
申 込 み	次のウェブページをご覧ください。 https://www.kinyu.co.jp/cgi/seminar/k190567.html

執筆者

HANOI / HO CHI MINH CITY 



弁護士 三浦 康晴
(アソシエイト)
第二東京弁護士会
ベトナム登録外国弁護士

[> View Profile](#)

M&A や一般企業法務と共に、ベトナム・ロシアといった新興国進出案件に携わってきました。2017年2月よりAPACのハノイオフィスに出向し、日系企業進出、国際取引、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。



[> View Profile](#)

弁護士 鈴木 由里
(パートナー)
第二東京弁護士会

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。



[> View Profile](#)

弁護士 二本松 裕子
(パートナー)
第二東京弁護士会

ベトナムプラクティスメンバーとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。



[> View Profile](#)

弁護士 戸松 夏子
(アソシエイト)
東京弁護士会

2013年8月よりAPACのホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。

[お問合せ先]

E-mail:

aandsvietnam@aplaw.jp

バックナンバー

「ベトナム最新法令情報(2018年下半年)

—サイバーセキュリティ、技術移転、外国人の社会保険加入、労働法関連規制の制定・変更について(2018年12月20日)

「ベトナムにおける企業不正発生リスクに対する事前・事後対応」(2018年10月18日)

「ベトナムにおけるM&A、合併事業実施時のポイントとリスク管理」(2018年8月1日)

「ベトナムにおける国営企業株式化の現状と法規制」(2018年6月14日)

「ベトナムにおける労働契約締結時の留意点」(2018年4月20日)

「ベトナムにおける紛争解決について—トラブル発生時の初期対応から裁判・仲裁まで」(2018年2月14日)

「商品表示に関する新規制」(2017年12月15日)

「ベトナムへの投資をめぐる登録申請実務」(2017年10月18日)

「ベトナムにおけるサイバー情報保護法について」(2017年8月4日)

「ベトナムにおける商事調停に関する新政令について」(2017年6月8日)

「ベトナムにおける情報アクセスに関する新法」(2017年4月4日)

「ベトナムにおける職業訓練機関の設立、分割、分離及び合併の要件に関する新たな規定」(2017年2月8日)

「ベトナム改正民法の主な変更点」(2017年1月10日)

「ベトナムにおける代理制度と企業が取引を行う際の留意点」(2016年11月)

[> View About | Vietnam Practice](#)



このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、瀝美坂井法律事務所・外国法共同事業（「瀝美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も瀝美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も瀝美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに瀝美坂井の弁護士にご相談ください。